

令和3年3月23日

文化審議会文化財分科会の建議について

文化審議会文化財分科会では、令和3年3月19日（金）に開催された同分科会の審議等を経て、本日、別添のとおり、文化庁長官に対し、高輪築堤の保存について建議を行いましたので、公表します。

<担当>	文化庁文化財第二課
	電話：03-5253-4111（代表）
課長	鍋島 豊（2873）
課長補佐	田井 祐子（3025）
史跡部門	山下信一郎（2880）

令和3年3月23日

文化庁長官

宮田 亮平 殿

高輪築堤の保存について（建議）

文化審議会文化財分科会長

島谷 弘幸

高輪ゲートウェイ駅前の開発の際に発見された高輪築堤について、本日、改めて詳細に報告を受けた。当該報告によれば、鉄道創業期の遺構が良好に残っており、今後、本審議会において具体的かつ詳細に検討を進めれば、明治日本の近代化に関する遺跡として、産業史、鉄道史、土木史上、非常に重要なものであり、現地に保存すべきものであるとの判断に至る蓋然性が高いものと思料する。

特に、第七橋梁部とその両側の築堤部分は、錦絵にも描かれた橋と土手からなる築堤の特徴をよく示す場所であり、かつ、遺構の残りも良好な部分であると考えられる。我が国近代の歴史を理解するうえで欠くことができない国民的な文化遺産であることから、当該部分が現地保存されれば、国の史跡として指定するに値するものと考えられる。

現在、高輪築堤については、所有者が設置する有識者会議の検討や、所有者及び自治体との協議が行われているとのことであるが、本遺跡の保存については緊急的に取り組む必要があると考えることから、文化財分科会においても、建議を取りまとめることとした。

国、都、区、所有者（事業者）におかれては、本遺跡の史跡指定を目指して、各自それぞれが、保存・調査等の必要な準備・取組を速やかに進めることを切に求める。